

各障がい福祉サービス事業所・施設 設置者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けた対応について
＜感染発生に備えた点検実施のお願い＞

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の感染状況は、第6波のピークを上回る勢いで急速に感染が拡大し「第7波の真ただ中」にあり、高齢者・障がい者施設での感染発生、クラスターの発生も拡大しております。

これまでの感染状況等を確認すると、施設内で感染が発生した後、短期間で感染者が拡大する施設が増加している一方で、職員や利用者の有症状者、感染の発生後において、速やかな対応が講じられれば、拡大に至らなかった例が多く確認されることから、平時から初動対策が重要となります。

県では、6月1日に、平時及び初動時の対応として、特に留意する点を抽出し、チェックリストとして整理し配布したところですが、今般の第7波急拡大への対応として、下記により、これに基づく点検を実施していただくようお願いいたします。

また、障害者支援施設、共同生活援助事業所及び障害児入所施設におかれましては、施設・事業所の点検結果について7月29日（金）までにご報告いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 感染発生に備えた点検のポイント

添付のチェックリストに記載項目の必要性、対応の可否、対応できない場合は代替案が講じられているかを確認願います。(必要な項目は入所、通所、訪問等の態様によっても異なることから、各施設の実情に応じ、点検願います。)

- ・職員に体調不良者が発生した際の対応（職員の申告、シフトの変更等）
(体調不良となった場合の報告先や方法、出勤を停止した場合のシフトの変更方法等を想定していないことから、陽性判明まで出勤をつづけ、感染が拡大する例が見られます。)
- ・施設内のゾーニング、物資の確保等の想定
- ・PPEの着脱、手指消毒等、各職員による取り組みが必要な項目については、関係する全職員への周知と必要に応じた実践

- ・陽性者発生時の施設における検査や検体採取、施設内療養者への医療提供に向けた、配置医や協力医療機関、地域の医療機関との連携体制の確認

2 点検結果の報告

各施設において平時や感染発生初動時に向けた準備が講じられているか確認するため、次のオンライン申請フォームから点検実施の報告をお願いします。（既に実施済みの施設を含む。）

※点検結果内容の集計については、県、障がい者関係団体、県医師会で情報共有しますので、予めご承知おきください。

※障害者支援施設、共同生活援助事業所（GH）、障害児入所施設が対象です。他サービス事業所については、回答の必要はありません。

<オンライン申請フォーム> <https://logoform.jp/form/T8mB/123089>

【QRコード】



岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		